体障害者又は知的障害者」を「障害者」に改める部分を除く。）、第七条及び第十条の改正規定、第三十三条の次に章名を付する改正規定、第三十四条から第三十六条までの改正規定、第三章の前に見出し及び五条を加える改正規定、第四十三条第一項中「除く。」の下に「次章を除き、」を加える改正規定、第七十四条の二第三項中「次章」を「第四章」に改める改正規定、第三章の次に一章を加える改正規定、第八十五条の二を第八十五条の四とし、第四章中第八十五条の次に二条を加える改正規定並びに第八十七条第一項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第八条の規定　平成二十八年四月一日

（施行前の準備）

第二条　この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「新法」という。）第三十六条第一項に規定する差別の禁止に関する指針の策定及び新法第三十六条の五第一項に規定する均等な機会の確保等に関する指針の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、新法第三十六条及び第三十六条の五の規定の例により行うことができる。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあっせん員に係属している同項（同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のあっせんに係る紛争については、新法第七十四条の五（新法第八十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（一般事業主の雇用義務等に関する経過措置）

第四条　新法第四十三条第二項及び第五十四条第三項の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、これらの規定中「を基準として設定するものとし」とあるのは「に基づき」と、「当該割合の推移」とあるのは「対象障害者の雇用の状況その他の事情」とする。

（政令への委任）

第五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第六条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の四中「並びに」の下に「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の七第一項、」を加える。

別表第一第十三号中「（昭和三十五年法律第百二十三号）」を削る。

（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の一部改正）

第七条　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第六十九条」を「第三十七条第二項」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第八条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「（昭和三十四年法律第百三十七号）」の下に「、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）」を加える。

厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年六月十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第四十七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　保護者（第二十条―第二十二条の二）
第二節　任意入院（第二十二条の三・第二十二条の四）
第三節　指定医の診察及び措置入院（第二十三条―第三十二条）
第四節　医療保護入院等（第三十三条―第三十五条）」を「第一節　任意入院（第二十条―第二十二条）
第二節　指定医の診察及び措置入院（第二十二条の二―第三十二条）
第三節　医療保護入院等（第三十三条―第三十五条）」に、「第五節」を「第四節」に、「第六節」を「第五節」に改める。

第六条第二項第五号中「市町村」の下に「（特別区を含む。第四十七条第三項及び第四項を除き、以下同じ。）」を加える。

第十三条第一項中「限る。）」の下に「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者及び」を加え、「及びその他の学識経験を有する者」を削る。

第十四条第二項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者　一

第十九条の四第一項中「第二十二条の四第三項」を「第二十一条第三項」に、「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に、「第二十二条の二」を「第二十条」に改める。

第十九条の五中「、第二項」を「、第三項」に、「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に改める。

第十九条の十一第一項中「家族等」を「第三十三条第二項に規定する家族等その他の関係者」に改める。

第五章第一節を削る。

第二十二条の三の前の見出しを削り、第五章第二節中同条を第二十条とする。

第二十二条の四第五項中「第二十二条の四第四項」を「第二十一条第四項」に改め、同条を第二十一条とする。

第五章中第二節を第一節とする。

第二十三条第二項中「左の」を「次の」に、「もより」を「最寄り」に改め、同項第四号中「当つて」を「当たつて」に改め、第五章第三節中同条を第二十二条とする。

第二十四条中「もより」を「最寄り」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十五条第二項中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十五条の二中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十六条の三中「第二条第六項」を「第二条第五項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第二十七条第一項及び第二項中「第二十三条」を「第二十二条」に改める。

第五章中第三節を第二節とする。

第三十三条第一項中「保護者」を「その家族等のうちいずれかの者」に改め、同項第一号中「第二十二条の三」を「第二十条」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。